

第54号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年桶川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、

<p>任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
--	--

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年 桶川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改
正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次 のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年桶川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額</p>

の合計額に、100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

の合計額に、100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第6条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

市長、副市長、議会の議員及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。